

## 第8章 【資料】日本医学教育評価機構 調査報告

蝶 慎一（大学改革支援・学位授与機構）

日時： 2017年3月29日（水）15:00～16:30
場所： 大学改革支援・学位授与機構（竹橋オフィス）
対応者： 奈良信雄（日本医学教育評価機構常勤理事、順天堂大学特任教授、前・東京医科歯科大学教授）
訪問者： 武市正人、土屋俊、林隆之、野田文香（大学改革支援・学位授与機構）

### 8.1 日本医学教育評価機構による第三者評価の現状

#### (1) 世界医学教育連盟からの「認証」等について

日本医学教育評価機構（Japan Accreditation Council for Medical Education : JACME、以下、JACME）は、2017年3月18日に世界医学教育連盟（World Federation for Medical Education : WFME、以下、WFME）より「医学教育分野別評価」の「認定機関」として10年間の「認証」を受けた<sup>1</sup>。WFMEが公表しているグローバルスタンダードに基づいた基準を日本語に訳し、日本の医学教育にとって特色のある事項を追記した基準（『医学教育分野別評価基準日本版 v2.11』）となっている。

これまで18校が受審したが、既に平成31年度まではどこの大学（の医学部）が受審するかは決定しており、平成33年度、平成34年度は多くないと思われる。平成34年度までにはほとんど受審することになる。

WFMEからJACMEへは、認定された機関、大学に対してフォローアップ体制を整備するようにとの指摘があり、何らかの形で改善報告書を提出してもらうことを考えている。そのために、改善事項を指摘し、その諸事項について改善したことを追記可能な仕組みにして確認するようしたり、改善事項を指摘しなかった諸事項についても毎年、年次報告を求めたりするなどして、フォローアップすることを検討中である。

医学科だけであれば、非常にシンプルであり、入口も臨床実習の観点から（入学定員が）130人程度に限られる。これに医学部として看護学科、検査技術関係の学科も含まれると煩雑になってしまう。

#### (2) 『医学教育分野別評価基準日本版』における〈領域〉の概要について

##### 〈領域1〉：「使命と学修成果」

1番初めにWFMEの国際基準で言われていることは、ミッション、つまり大学の「使命」であり、医学部の使命である。医学部の使命を達成するためにどういうコンピテンスを求めるのか、である。具体的には、しかるべき知識、技能、態度をきちんと定めているのかを求

<sup>1</sup> 参考 URL : <https://www.jacme.or.jp/pdf/authentication.pdf> (2017/4/24 アクセス)

めている。そして、使命を作るために、上層部だけではなく、学生、職員、地域の代表、行政機関といった方々の意見も採り入れながら決めていること、また各医学部の独自性（例えば、研究活動、地域医療、国際的活動）を出すように努めていることを評価する。

### 〈領域 2〉：「教育プログラム」

〈領域 1〉で設定した使命を達成するために学習成果が設定され、その学習成果を達成するために「教育プログラム」がある。特に、教養教育は、WFME の国際水準にはないが、JACME の水準では教養教育、基礎医学教育、臨床医学教育、臨床実習を全部俯瞰する形で見ている。具体的には、教育部（教養部）で自己点検を書いてもらいインタビューを行うこと、また、学生の代表者 2、3 名に 1 時間ほどグループ別のインタビューを行い、学生の意見を踏まえて改善を出すこと、である。更に卒業した研修医に医学部の教育に対するインタビューを行うこともある。方法として、出身大学（医学部）を混ぜて聞くようにしたり、臨床実習、基礎実習は全部参加している若手教員（助教）との面談、インタビューを必ずやったりしている。なお、〈領域 2〉では、評価する側が評価に時間をかけて大体 2 時間で行う。他の領域については 1 時間くらいで行う。

リメディアル教育の必要と実態について、「生物」を学習せずに入進学してきた学生をどうしているかについては、〈領域 2〉で尋ねるようになってはいるが明確には書かれていない。医学部の受験科目で問題となるのは「物理」、「化学」を履修して来る学生が多く、生物学を全然知らないということがあることである。そこで、リメディアル教育で色々な大学で取り組まれており配慮されてきている。リメディアル教育に単位を出してよいのかについてはあまり意識がない。医学部は単位を意識しておらず、「単位の実質化」みたいな議論は医学部には不要である。

医学部の教育は、解剖学、生理学などの横のつながりとしての「水平統合」を行っているかという視点があり、重複した講義の回避や抜け落ち事項などが防げる利点がある。もう一方で、基礎医学で教わった知識が試験で終わりではなく、実際の臨床（実習等）に活かされる「垂直統合」、「縦断統合」がある。つまり、生化学的なことを全部「統合」しなければならないということを常識化することである。

### 〈領域 3〉：「学生の評価」

「学生の評価」については、特に（評価方法を含む学生の）知識、技能に加えて倫理的な態度等の評価を確実に実施しているか、である。

医学の教育で重視される「態度」について、講義で身に付くものではなく、例えば臨床実習のときに医師として適格ではない態度を取った場合、その都度指導することをする。知識はペーパー試験で問えるし、技能もある程度「オスキー」（**Objective Structured Clinical Examination** : **OSCE**、以下、OSCE）で問えるが、態度については、実習の指導医だけでなく、同僚評価、学生同士、看護師、患者からの評価が良い。さらに患者の家族からの評価

も良い。「あの学生にはもう絶対診てもらいたくない」と言われれば、指導しなければならぬと言える。例えば、九州歯科大学の事例では、臨床実習の評価を丁寧に行っており、実習中に色々な方のコメントを全部集めて評価することを行っているという。

#### 〈領域 4〉：「学生」

学生の入学定員、入学の選抜方法である。単に知識だけに強くて人間を診ることができない学生もたまに入学してくるので、入試の際に面接をきちんと導入しているかを聞いている。また、入学後にドロップアウトしないように、学生の支援、カウンセリングもこの〈領域 4〉で聞いている。

#### 〈領域 5〉：「教員」

「教員」については、教員数、教員の採用状況、充足率、バックグラウンドの諸点から見ていく。加えて、教員に対する研修として FD が実施されているか、単に 1 時間きりの講演を聴くだけでなく、実質を伴った研修が行われているのかを内容面を含めて聞いている。

後述の〈領域 7〉とも関連するが、医学部の教育では教育を手厚くしようとすれば教員数が必要であり、実習設備の充実も求められる。医学部の ST 比は、他学部のそれと圧倒的に異なる。国立大学は、「旧帝七大」、「旧六」、「新八」、「新設」のいわゆる 4 つの区分があるが、「新設」の地方の国立医学部は、40 年前の大学設置基準であり、その後の大綱化が進んでいることも相俟って現在も十分に対応できていない。一方、都心にある順天堂大学医学部ではかなり国際化に対応しており、外国籍教員数が 40 くらいである。アメリカでは日本の 12 倍教員数があるが、それは定年になった教員が今度は教える番として無報酬でボランティアに教えに来ている者もいるからだという。

#### 〈領域 6〉：「教育資源」

「教育資源」とは、医学部の教育の場合は病院（病床数、外来患者数）である。更に卒業時までどのような病気を診たのかという病気の内容である。例えば、頭痛、腹痛などの病状を一通り診られるだけの機会を与えているか、である。大学附属病院に多い高度先進医療に関する病気だけではなく病気を診るだけの教育資源があるかを見る。加えて、ICT の活用である。日進月歩の医療の進歩に伴い、昨日の治療が今日は間違っていたということも極端には起こり得るので、最新の情報、エビデンスに基づいたことを学生が調べられる必要がある。

#### 〈領域 7〉：「プログラム評価」

「プログラム評価」については、PDCA の「C」に該当する。日本の医学教育では弱いところであり、どの大学の医学部でもあまり活性化していなかったため、WFME の国際委員からも活性化するように指摘された。実際に、これまで受審した医学部、医学科では完全に

適合したところはほとんどないくらいで、部分的適合にならざるを得ないくらいであった。

カリキュラムを作る委員とは別に独立の評価体制を作る、そこに学生、研修医、多様なステークホルダーが参加して評価体制を作ることが大切である。また、プログラム評価では卒業生をモニターすること、動向を調べる大切であるが、同窓会が強いところでは、卒業生の実績を調べてプログラムにもう1度活かす感じで取り組まれつつある。IRについては、基本的には大学全体のIRは存在しているが、医学部の場合はデータが膨大なので医学部に特化した教員、職員がいて独立した組織を作ってプログラム評価に役立てられるように取り組んでいくことがなされつつある。

また、学生と卒業生の実績の測定基準について、「共用試験」については、具体的にはOSCEに代表される標準化された試験が行われている。評価委員は、こうした試験で医学科の学生がほぼ全員合格しているかどうか見ており、留年者はほとんど見られない。進級できない者もほとんどおらず、進級できれば卒業できる者が多数である。ただし、基礎医学から臨床医学に進む際に留年率が高くなる。「留年率」の意味が分野で異なることを示す好例である。

「卒業試験」については、学生の負担を考慮して医師国家試験と大体同じになりつつある。医師国家試験はあまり意識されておらず、それよりも卒業試験で医学部、医学科での学習成果をまっとうできているかが大切である。卒業できれば医師国家試験は合格して当然である。あまりにその合格率が低ければ、JACMEとしても気にするという意識の程度である。

#### 〈領域 8〉：「統轄および管理運営」

「統轄および管理運営」は、医学部長のリーダーシップ、ガバナンス、事務組織体制である。

#### 〈領域 9〉：「継続的改良」

「継続的改良」は、前述の〈領域 2〉とも重なる。医学部は、「社会的責任を果たす機関」として、例えば、教育プログラムの過程や内容、学習成果、コンピテンシー、学習環境等を定期的に自己点検し改善することを求めている。独立した要求としてこの継続的改良、特に教育改善を行うために、どのような組織、(資源)が必要であり、どのような計画を立てるのかを問うようにしている。

#### **(3) JACME の評価委員について**

JACME の評価委員 (注：基本的には、医学部長、教育委員長、医学教育の専門家等) に対する研修には、過去に行った自己点検を提出してもらい、それに対してどのような評価を行うのか、グループディスカッションで議論することをしている。これは、自身の大学に大変参考となり、特に今後受審するときの参考にもなる。なお、アメリカ、ヨーロッパでは評価を行う委員の中に学生が含まれており、我が国においても医学の分野に関しては近年増加傾向にある社会人学生も適していると思われる。

## 8.2 機関別認証評価との関係について

<発言者 ●：対応者（奈良信雄氏）、◇：訪問者（大学改革支援・学位授与機構）>

### (1) JACME による認証の活用可能性

◇JACME においてピア（同業）で評価している結果等を、今度はどのようにして機関別認証評価するのか、その必要性和意義が問われる。JACME の認証を受けているということをもって一定以上の評価を受けているとして、機関別認証評価の中に組み込むことが可能ではないか、ということである。

●JACME が公開する①自己点検書、②改善（指摘事項）、③評価委員の評価、の3点セットを資料として付けて上記の機関別認証評価に含めることが考えられる。事実、JACME による分野別評価を受けた後、翌年機関別認証評価を受けたとある大学は、「大変楽だった」とのことである。

### (2) JACME による認証と機関別認証評価の受審の順番

◇今後、平成31年度、平成32年度にJACMEの認証を受審した大学は、（機関別認証評価にあたっては）「問題ない」と言い易い（JACMEの認証→機関別認証評価）。

●機関別認証評価と同時に、報告書等を一緒に出すなどして1年ずらしてもJACMEの認証も受審できていれば「追い風」になる。ただ、「看護」があるなどの理由で、JACMEの認証と機関別認証評価の作業を一緒に行うことを避けたい大学もある。

◇いずれにせよ、JACMEの認証と機関別認証評価がある程度「しっくりいく」ように展開されることが望まれるところだが、互いの取り組みをどのように受け入れ、扱うのかについての枠組みを作っておく必要がある。

●実際の大学の動向を踏まえてみる。まず、岐阜大学医学部、山形大学医学部は平成31年度よりも前にJACMEの認証を受審している。一方で、秋田大学医学部、弘前大学医学部は未だ受審していない。

◇ここでは、JACMEの認証を受審する前に機関別認証評価を受ける大学に何を求めるのが問題となる（機関別認証評価→JACMEの認証）。一案として、「基準は満たすが改善を求める」、「基準は満たしているが、改善を要する点はこんなにある」という表現として「緩く」求めることが考えられる。

◇機関別認証評価では、大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 大学評価基準」（以下、「大学評価基準」）の「基準6 学習成果」の自己評価書を、JACMEの評価結果を上手く活用することも考えられる。この点は、工学部の教育におけるJABEEをどうするかという話と共通するところでもある。実際、工学部が全てJABEEを受審しているわけではない。確かにJABEEでは学習成果は大切とは言われているが、授業科目の学習成果の評価は行っているが、4年間の大学教育の学習成果をあらためて確認する発想は強くない。

### (3) JACME の基準と機関別認証評価基準（第二サイクル）との関係の確認

#### 入学者の受け入れ、入学定員の充足について

- ◇「入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。」（「大学評価基準」の「基準 4 学生の受け入れ」の基本的な観点：4-1-④）
- 「基準 4 学生の受け入れ」の 4-1-④との対応について、基本的には書いており、一応、内容的にはある。
- ◇「実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。」（「大学評価基準」の「基準 4 学生の受け入れ」の基本的な観点：4-2-①）
- 「基準 4 学生の受け入れ」の 4-2-①との対応について、医学部、医学科の場合は、定員充足という課題はほとんどない。歯学では起こり得る課題ではある。したがって、医学では「該当なし」で仕方ないと思われる。

#### 学習成果の把握、規定の仕方について

- ◇「卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。」（「大学評価基準」の「基準 6 学習成果」の基本的な観点：6-2-②）
- 「基準 6 学習成果」の 6-2-②に 1 番近いのは、JACME の基準の〈領域 7〉の「7.3 学生と卒業生の実績」のうち、「使命と期待される学修成果（B 7.3.1）」である。
- 〈領域 1〉の「1.3 学修成果」のうち、「（期待する学修成果を目標として定め、学生は卒業時にその達成を示さなければならない。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。）」、「卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度（B 1.3.1）」は、「ミッション」の部分であり、学習成果を決めているか否かを見ている（本当に学習成果が上がっているかではない）。

### 8.3 国立大学評価における医学部の現況分析との関係について

- ◇たとえ機関別認証評価と JACME の認証との関係をつけられたとしても、国立大学法人評価での医学部・医学研究科を対象とする「現況分析」は行う必要があり、作業的には 2 重なところがある。
- できれば第三者評価を受けていれば、現況分析や機関別認証評価に結実する形をとることが期待される。
- ◇課題としては、分野別に異なるところが大きい点である。例えば、文学部は明らかに異なる専門分野で構成されていながらも「人文学科」としてひとまとまりにされることがあるが、医学部の場合は医学科の 6 年制、看護学科の 4 年制に分かれて完全に異なるプログ

ラムとして一つの医学部を構成する場合がある。

- 看護では、その養成機関も大学、専門学校と非常に多様である。
- ◇また、看護の分野は第三者評価機関もまだでき始めの段階である。JACME の認証の取り組みに見られるように、医学の分野では国際的な動きの中で認証を行うことにインセンティブがあるのが最も大きい。
- 医学以外の保健分野でどの程度の「強さ」で行うようにするか、また行うことができるのか、は課題である。医学以外でも何らかの形でインセンティブがあるような第三者評価のコミュニティを作るしかないと思われる。
- ◇医学部という単位で現況分析を行うときに、どのようなやり方をすれば大学、医学部にとって作業的に負担が無く、JACME の認証作業にも活きるのか、また、現況分析を機関別認証評価に活かすこと、あるいは、機関別認証評価を現況分析に活かすことができるか、である。
- ただし、JACME 及び機関別認証評価では、医学の分野に関する「研究」のことは評価しておらず課題として残る。

#### 8.4 JACME(WFME)による 2 種類の「水準」の段階判定の他評価への活用

- 元々 WFME では、「基本的水準」、「質的向上のための水準」の 2 種類の「水準」があり、JACME の基準でもこの 2 種類の「水準」（段階判定）が踏襲されている。「基本的水準」は、最低水準、マストの段階を示している。評価結果としては、両方とも出てくることになり、優れた点と改善点が書かれている。
- ◇こうした点から考えても機関別認証評価、現況分析に活用できる状況であると言える。現況分析の観点から建前上、現況分析部会では、JACME の医学科の評価結果と看護の結果を併せて判断する役割が考えられるが、そこでの議論が収まるか（大学改革支援・学位授与機構側として）不確実で保障できない。
- 医学部、医学科のプログラム間で格差がある場合、例えば、資源の格差、地域による差がある場合、あるいは少々ではカバーしきれないハンディが存在するときに、それらを考慮して評価する。ただし、WFME の基準を満たすか否かは絶対評価で行われている。





## 第9章 【資料】山口大学 調査報告

蝶 慎一（大学改革支援・学位授与機構）

日時： 2017年1月18日（水）13:00～15:00  
場所： 国立大学法人 山口大学 大学教育センター2階 大学教育センター長室  
対応者： 朝日孝尚（山口大学大学教育センター長・大学院創成科学研究科教授）  
小川 勤（山口大学大学教育センター副センター長・学生特別支援室長・教授）  
訪問者： 林 隆之（大学改革支援・学位授与機構）、浅野 茂（山形大学学術研究院）、  
蝶 慎一（大学改革支援・学位授与機構）

### 9.1 内部質保証システムについて

#### 9.1.1 学内における内部質保証の全体的な方針や体制について

- 「大学評価室」という組織では、4点の業務として、主に自己点検評価、認証評価、第三者評価、外部評価の対応を行っている。様々なデータを収集、入力し、例えば、認証評価と法人評価を分けて実務も行っている。
- 2015（平成27）年6月に学長直下に直属で「IR室」が設置された。
- 教育学生担当の理事・副学長がいる大学教育センターは、教学関係の組織であり、教育に関係するデータ収集を行う実働部隊である。大学教育センター規則第3条（平成28年3月改訂）に教育開発部と共学IR部と2つに機能を分ける構造と規定されているが、お互いの関係の整理が必要となる。
- IR室は、経営、研究、教育の全てのことを含んでいる形になって、データを分析して生かすことになっている。そこに「大学評価室」も含まれており、複雑な関係性がある。
- 「大学評価室」で認証評価の自己評価書を各学部で書かかせて課題が見つかった場合、「大学評価室」から改善等の指摘はあると思われるが、それ以上の強い指導は難しいのが実情である。
- 「大学評価室」の企画員は、教員である。基本的には、室長と職員がいる。
- 大学教育センターは、共通教育の自己点検は担当するが、部局、各学部のアンケートの管理等は、基本的には学部・学科が責任をもって行っている。専門教育は、各学部・学科で行っている。

#### 9.1.2 各プログラムのカリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムマップ、カリキュラムフローチャートの現状

##### (1) 経緯と現在の改訂作業

- 当時、グラデュエーション・ポリシー（GP）、すなわち卒業時に保証する最低限の

資質、能力という、現在の DP に近似するものを明示しなければいけないのでは、という認識が（学内に）あった。そこで、とりあえず作ってみたのが当時の状況である。

- 学長になる丸本（卓哉）先生のとくに大学教育センターが設置されて、米国の取り組み事例等を参考にして設定されたという。立命館大学の沖（裕貴）先生の意見も影響したようである。ただし、各学部の先生方にはなかなか理解できなかったようである。続いて、カリキュラム・マップ（CUM）、カリキュラム・フローチャート（CFC）が作られた。今はカリキュラム・ツリーといているところもある。
- この点数化させる CUM について、まず初めに国際総合科学部に加えて、2016 年 4 月には人文学部、それ以外の学部は、リテラシー科目を平成 31（2019）年末までに導入することを文科省と約束している。各学部等には、授業科目に点数付けをする際に行い易いような DP の見直しを検討してもらえるように言っている。
- 工学部は、「JABEE」の求める能力とも整合させる形で展開しているはずである。
- 定期的なレビューを毎年行うのは苦しい。

## (2) 各学科・課程のコースを単位としたポリシーの作成とレビューについて

- 新学部・国際総合科学部は、コンピテンシーベース、ジェネリックスキルの内容になり、DP の中に書かれることが多くなる。世の中の流れを受けつつ、ディシプリン、学問体系のみではできない学部が出てきた。国際総合科学部では、18 のスキルに細かく分かれて、全ての授業科目が何らかの形でこの 18 の項目に対してどの程度貢献するのか、加重平均を取ってポイント化している。岡山大学等ですでに取組事例がある。学習経験の蓄積が可視化されるにとどまっておらず、例えば外国語コミュニケーション力が真に身につけているのかは分からない（科目成績が積みあがるため、学年進行の能力変化は不明である）。
- 山口大学の場合、大学全体のポリシーを固めてからというのは相当抽象的なことになるので止めて、以前から、基本は最小単位である学科・コース単位（プログラム単位に相当）で決めることにしてもらおう。各専修でカリキュラムも違えば、養成する能力も違う。なお、学部で作りたい場合は作ってもらっている。どの単位で作るのかは、非常に難しい。各学部・学科によっても作り方が異なる（例えば、理学部は各学科で作っている。「物理情報」では、「物理」と「情報」で「コース」に分かれる。）。
- プログラムレビューを行う際の単位は悩むところだが、山口大学の事例を踏まえれば、カリキュラムごとにポリシーを作っている。
- 大学院も AP、CP、DP を一応公開しているが、CUM は無理ではないかと認識されている。修士に導入するかは検討したが、全学的に全ての修士課程で行うことはしないという方針になっている。したがって、現状としてコースごとに自己点検してもらおうといった指示は、（大学教育センターとしては）出していない。自主的にしてもらっている。

- コースやプログラムごとにカリキュラムの妥当性の確認などをするようなレビューを行うことが求められれば、やることはできる。
- 学部のカリキュラムの見直し、CPの改訂の体制は、学部によって様々な体制がとられている。例えば、理学部では「変える」という指示は上から来るかもしれないが、実際の見直しや改訂の作業は、学科・コース単位でその中で全員が議論して決めていくというやり方になっている。

### (3) 3ポリシーの策定単位について

- CUMがあれば、CPは必要ないのではないか。
- APは、入試課辺りを中心に独自に作った感じである。
- 共通教育を含めた形での学士課程教育でCPを考えてもらうことになった（共通教育が全部同じ、ほとんど必修になっている）。

### (4) 日本学術会議の分野別の「参照基準」の活用について

- 「そういうものがありますから、参考に使えます」ということは一応言ったが、どこも参考にしていないだろう。

## 9.1.3 教育の質保証における教育情報システム「IYOKAN」の活用について

### (1) 学生授業評価、教員授業自己評価と学生の成績評価の調査結果の連結

- 現在のところは連結させての分析や問題点の把握まではできていないのが実情である。
- 授業評価、教員授業自己入力、成績評価に関しては評価の分布システムがあり、全教員が自由に見られるようになっている。クラスを2つに分けているとき、評価が随分異なるときに学生から不満が出ることがある。
- 学生授業評価と教員授業自己評価の互いの評価結果がどのような関係になっているのかを分析しなければならないと認識しているが、現状はまだできていない。

## 9.2 大学教育再生加速プログラム（AP）について

### 9.2.1 「アクティブ・ラーニング（テーマⅠ）」における「ALポイント認定制度」を中心としたアクティブ・ラーニングの進捗状況について

#### (1) 専門教育（科目）も含めて学士課程教育全体での実施状況について

- アクティブ・ラーニングでポイント制にするという取り組みであるが、2015（平成27）年度から入力開始された。平成27年度は、共通教育科目のみについての入力だったが、専門科目もそれなりに入力されていた。2016（平成28）年度は、専門科目についても入力をお願いしている状況である。
- 入力率については、例えば、共通教育では、80.5%から85.7%（以降、いずれも平成27年度から平成28年度の数値を示す）。続いて、専門教育（科目）では、国際総合科

学部では、95.5%から94.8%。人文学部では、41.3%から59.2%。

- 「AL ポイント」の平均値（0 から 14）では、人文学部が 4.9 から 5.17（以降、いずれも平成 27 年度から平成 28 年度の数値を示す）。理学部が 2.9 から 3.6。
- 「AL ポイント」については、学生用と教員用の「マニュアル」が用意されている。グループワーク、ディスカッション、ディベート、フィールドワーク、この要素をどのくらい取り込んでいるか、振り返り、宿題も含まれる。
- 同じ科目でも教員が異なる場合は、各教員が自由に「AL ポイント」を付けている。
- どこまでアクティブ・ラーニングと言ってもよいのか、形式的な点、外側のところでこのようなポイントを付けているので、実際の中身はこれからである。

### 9.2.2 「学修成果の可視化（テーマⅡ）」におけるキャリア意識に応じた学修成果の可視化の状況について

(1) ルーブリック評価の全学推進状況、成績評価の現状について

- ルーブリックは正直なかなか難しい。教員への浸透も不十分である。新学部の国際総合科学部の「履修の手引き」には、「コモンルーブリック」という名称が載っている状況である。
- ルーブリックで評価したものと全体的な印象が随分ずれ、「どうもしっくりこない」、「違和感がある」という状況がしばしば生じている。
- ルーブリックは、米国でもだんだん行わなくなっている。可視化はやはり難しい。

### 9.3 その他

- 学生のカリキュラム等に対する意見、声を聞くにあたって、各学部で昼食を食べながら懇談会を開催し、あれこれ意見を言ってもらう機会を持っている。
- 評価機関や制度への要望としては、たとえば、先日、障がい者の差別解消に関する取り組みについてのヒアリングを総務省から受けたが、また大学評価で聞かれるとなると、大学側としては、何度も同様のヒアリングを受け、二度手間になる。うまく工夫していただきたい。

参考資料 「教育の内部質保証に関するガイドライン」 概要



# 教育の内部質保証に関するガイドライン（概要）

## 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 質保証システムの現状と将来像に関する研究会

### 「教育の内部質保証」とは？

「教育の内部質保証」とは、「大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を自ら継続的に保証すること」です。

特に、各教育プログラムの編成・実施に責任をもつ組織が、そのプログラムにおける教育研究への取組状況や、プログラムにおける学修成果を定期的に分析・評価し、その結果に基づいて、改善・向上を図ることが重要です。その上で、大学が各教育プログラムにおけるこうした取組を把握し、改革・改善の仕組みが機能していること、ならびにそれによって、大学が設定した教育の質が確保されていることを保証し、また、この状況を大学が社会に説明することが求められます。

### 現在の取組との違いは？

これまで自己点検・評価の義務化や認証評価の制度化により、大学では内部質保証システムを構築する努力がなされてきました。しかし、一部の大学では、機関単位の認証評価や法人評価へ対応することが主眼となり、具体的な教育活動を行う単位である教育プログラムの質の点検が十分に行われていない状況が見られます。また、質保証の各種の取組が単発的で、継続的に実施しうる体制になっていないことも見られます。3巡目の認証評価は、平成30年度施行の省令改正により、各大学における自主的・自律的な内部保証への取組を重視した評価制度になるため、そのシステム構築を進めることが必要となります。

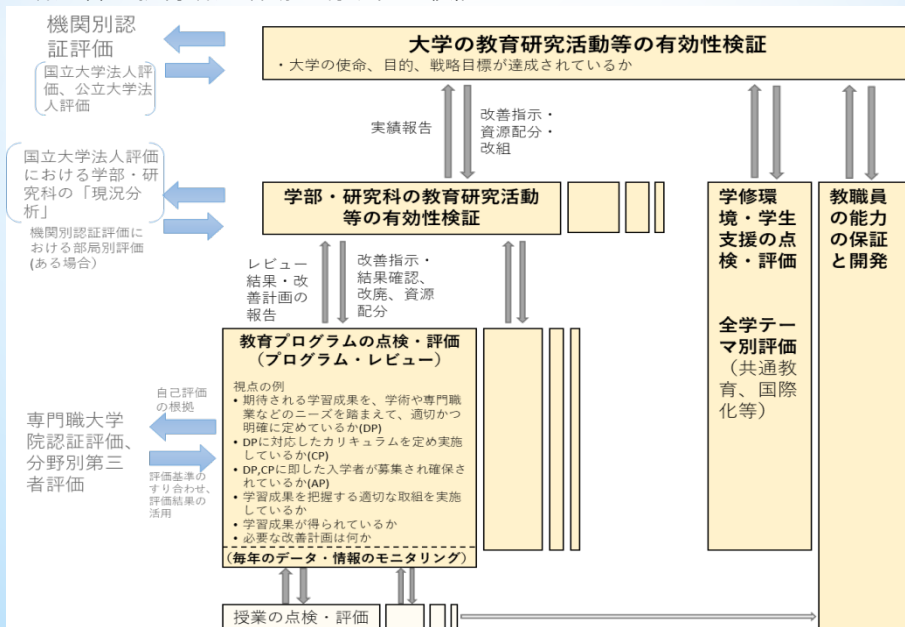
### 内部質保証システムのガイドラインとは

内部質保証システムは、大学自らが自主的・自律的に教育の質保証、向上、さらには革新のために構築していくものです。ガイドラインは、その参考として、一つの考え方をまとめたものです。

### 内部質保証システムの全体像

内部質保証システムは主には以下の6項目から構成されると考えられます。1.の方針のもとに、図のように2.~6.の仕組みを作り上げていくこととなります。（詳細はガイドラインを参照）

- 1 教育の内部質保証に関する方針と体制
- 2 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）
- 3 教育プログラムの新設等の学内承認
- 4 教職員の能力の保証と開発
- 5 学修環境・学生支援の点検・評価
- 6 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証



# プログラム・レビューの実施方法

## プログラム・レビューとは？

教育の内部質保証では、プログラムを単位とする毎年のモニタリング（データ等の点検）と、5～7年ごとのレビュー（総合的な点検・評価）が重要な要素となります。

プログラム・レビューとは、教育プログラムの質の継続的な改善または向上に結びつけるために、教育プログラムの実施者が、その状況を客観的根拠に基づいて定期的に把握・検証する活動のことです。プログラム・レビューは教育プログラムの実施者による自己点検・評価が中心となりますが、その際に何らかの方法で外部の目を入れることも望まれます。

## 何のために行う？

教育プログラムが効果的に実施されていることを客観的根拠に基づいて確認し、プログラムの継続的な改善を進めるためです。プログラム・レビューの結果は、学部・研究科あるいは大学の質保証に責任をもつ委員会などにて検討され、提言が作成されることが考えられます。教育プログラムの実施者や学部・研究科はその提言を踏まえて、課題点の改善計画や更なる向上に向けた計画を検討します。また、質保証に責任を有する委員会等は、改善のスケジュールや必要な資源配分になどに合意するとともに、改善計画の進捗状況を、適宜確認することが考えられます。

## 実施プロセスの例

- ①プログラム・レビュー実施体制の構築
- ②レビューの実施方法や重点項目の設定
- ③IR部門等による必要データの提供
- ④自己点検の実施
- ⑤外部評価の実施
- ⑥自己点検書等の提出

## 自己点検に含まれることが期待される事項例

- プログラムの概要  
目的、背景、仕組み、3つのポリシー、前回のレビューからの変化など
- 主要な点検事項例
  - a) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、教育プログラムを修了した学生に期待される学修成果が適切に定められているか。
  - b) 卒業の認定に関する方針に定められる学修成果を学生が達成するために、適切な教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められているか。
  - c) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、教育課程が体系的に編成され、適切な水準になっているか。
  - d) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程を学生が修了するために、教育課程が効果的に実施されているか。
  - e) 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。
  - f) 期待される学修成果の達成の程度について、適切に評価しているか。
  - g) 期待される学修成果を学生が達成しているか。
  - h) 卒業（修了）後の状況等から判断して、期待される学修成果が上がっているか。
- プログラム単位でのレビューが適切な場合に実施する点検事項例
  - a) 学生の受け入れが適切か。
  - b) 教育実施体制が適切か。
  - c) 学生の学修教育基盤や学生支援が適切か。
  - d) 教育プログラムの実施における管理運営体制や財務が適切か。

## ガイドラインはこちら

「教育の内部質保証に関するガイドライン」（平成29年3月31日）

URL:[www.niad.ac.jp/n\\_shuppan/project/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf)

